

長野県水環境保全条例の概要

平成4年3月19日公布 条例第12号

【目的】

水環境の保全に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水環境保全総合計画の策定、水質の監視及び水道水源保全地区の指定等について必要な事項を定めることにより、水環境の保全対策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

【総則】

- 県、市町村、事業者の責務
- 水質の監視
- 環境教育の充実等

【水環境保全総合計画】

水環境の保全を図るための総合的な計画・・・水環境の保全のための方針及び施策

- 計画作成の手続き
 - あらかじめ、河川管理者その他の関係行政機関の長に協議
 - 長野県環境審議会の意見聴取
 - 公表

【水道水源保全地区の指定】

水道の水源（以下「水道水源」という。）を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により、水道水源保全地区として指定する
 （市町村長から他の市町村の区域に係る水道水源保全地区の指定の要請があった場合は、関係市町村長の意見を聴いて水道水源保全地区の指定をすることができる）

指定するには、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、長野県環境審議会の意見を聴く

水道水源保全地区内で下記の行為をする場合、事前に知事に協議し、同意（条件可能）が必要

- (1) ゴルフ場の建設
- (2) 廃棄物の最終処分場の設置
- (3) 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるもの

- 報告を求める、検査
- 中止命令
- 罰則

水道水源保全地区の指定状況

(平成24年7月1日)

広域名	市町村名	保全地区の名称	面積 (ha)	指定 年度
佐久	南牧村	所沢水道水源保全地区	265	H 6
	北相木村	横屋沢水道水源保全地区	48	H 7
		寄沢水道水源保全地区	4	H 13
上小	上田市	^{より} 余里水道水源保全地区	30	H 8
	長和町	大沢水道水源保全地区	53	H 8
		上組水道水源保全地区	25	H 8
		北沢水道水源保全地区	60	H 8
	青木村	田沢水道水源保全地区	44	H 7
		白川水道水源保全地区	39	H 10
上伊那	伊那市	^{いろく} 猪鹿水道水源保全地区	290	H 11
		大沢水道水源保全地区	180	H 13
	辰野町	大沢水道水源保全地区	40	H 11
	飯島町	山ノ田水道水源保全地区	118	H 11
飯伊	飯田市	^{みずあらしきわ} 水荒沢水道水源保全地区	21	H 5
		金七沢水道水源保全地区	157	H 9
	阿智村	長九郎沢水道水源保全地区	67	H 6
	平谷村	大松沢水道水源保全地区	40	H 6
	根羽村	^{くみの} 萁野水道水源保全地区	110	H 7
	売木村	岩倉水道水源保全地区	32	H 12
	天龍村	風吹山水道水源保全地区	15	H 11
木曾	南木曾町	^{つまこ} 妻籠水道水源保全地区	85	H 11
	木曾町	岩井ノ沢水道水源保全地区	84	H 7
		^{ひのきお} 桧尾水道水源保全地区	69	H 8
	木祖村	塩沢水道水源保全地区	191	H 7
	大桑村	木村沢水道水源保全地区	13	H 9
		野尻水道水源保全地区	121	H 12
松本	安曇野市	黒沢水道水源保全地区	161	H 6
	筑北村	^{あずまや} 四阿屋水道水源保全地区	165	H 7
大北	大町市	^{いつつ} 一津水道水源保全地区	112	H 12
長野	長野市	大清水水道水源保全地区	23	H 5
		^{そう} 左右水道水源保全地区	8	H 10
		尾倉沢水道水源保全地区	83	H 11
		下祖山水道水源保全地区	133	H 13
	須坂市	豊丘水道水源保全地区	99	H 5
	高山村	^{まりこ} 鞠子水道水源保全地区	174	H 6
		^{やち} 屋知水道水源保全地区	145	H 9
		^{ぼうふさわ} 防風沢水道水源保全地区	140	H 13
		油久保水道水源保全地区	38	H 18
小川村	桐山・鳥立水道水源保全地区	190	H 7	
北信	山ノ内町	かつら・二の沢水道水源保全地区	31	H 8
26市町村 40地区			3,703	

長野県水環境保全条例をここに公布する。

長野県水環境保全条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 水環境保全総合計画（第7条）
- 第3章 水質の監視等（第8条—第10条）
- 第4章 水道水源保全地区（第11条—第14条）
- 第5章 削除
- 第6章 雑則（第22条・第23条）
- 第7章 罰則（第24条・第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水環境の保全に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水環境保全総合計画の策定、水質の監視及び水道水源保全地区の指定等について必要な事項を定めることにより、水環境の保全対策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（基本原則）

第2条 水環境の保全は、水に限られた貴重な資源であり県民の諸活動にとって欠くことのできないものであるとともに、森林その他の流域の環境によってかん養され浄化されるものであることにかんがみ、県民の諸活動並びに治水及び利水との調和を図り、将来にわたって良好な水質を保全し豊かで快適な流域の環境を創造することを基本として行うものとする。

（県の責務）

第3条 県は、水環境の保全のための施策を推進するとともに、市町村が実施する水環境の保全のための施策に対して、必要な助言及び指導を行うものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、県の施策に協力するとともに、当該市町村の自然的、社会的条件に応じた水環境の保全のための施策を推進するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、日常生活の水環境に与える影響を認識し、生活排水による水質の汚濁の防止、節水等に心掛け、自ら進んで水環境の保全に努めなければならない。

2 県民は、豊かで快適な流域の環境を形成する森林等の愛育、水生動植物の愛護及び水辺の清潔保持に努めなければならない。

3 県民は、県及び市町村が実施する水環境の保全のための施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動の水環境に与える影響にかんがみ、自ら進んで水環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、県及び市町村が実施する水環境の保全のための施策に協力しなければならない。

第2章 水環境保全総合計画

（水環境保全総合計画）

第7条 知事は、水環境の保全を図るための総合的な計画（以下「水環境保全総合計画」という。）を定めなければならない。

2 水環境保全総合計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水環境の保全のための方針
- (2) 水環境の保全のための施策

3 知事は、水環境保全総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川法（昭和39年法律第167号）第7条に規定する河川管理者その他の関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、水環境保全総合計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

一部改正〔平成11年条例45号〕

第3章 水質の監視等

（水質の監視）

第8条 知事は、地域の土地利用等の状況に応じ、必要な水質の監視を行うものとする。

2 水質の監視について必要な事項は、知事が定める。

（調査研究の推進）

第9条 県は、水環境の実態把握及び水環境の保全に関する調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（環境教育の充実等）

第10条 県は、水環境の保全について、県民及び事業者の理解を深めるため、環境教育の充実その他必要な啓発活動を行うものとする。

第4章 水道水源保全地区

（水道水源保全地区の指定）

第11条 知事は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道の水源（以下「水道水源」という。）を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により、水道水源保全地区として指定することができる。

2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水道水源保全地区の指定の要請があった場合は、関係市町村長の意見を聴いて水道水源保全地区の指定をすることができる。

3 知事は、水道水源保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、水道水源保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 水道水源保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

6 第1項から前項までの規定は、水道水源保全地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

（水道水源保全地区内における行為の事前協議）

第12条 水道水源保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。

(1) ゴルフ場の建設

(2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）の最終処分場の設置

(3) 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの

2 知事は、前項の協議があったときは、関係市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の同意には、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付することができる。

4 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 国又は地方公共団体が行う行為

(3) 河川法その他の法令の規定に基づいて行う行為のうち、水道水源の保全のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

一部改正〔平成11年条例45号〕

（中止命令等）

第13条 知事は、前条第1項の規定に違反し、又は同条第3項の規定により同意に付せられた条件に

違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び検査等)

第14条 知事は、水道水源保全地区における水道水源の保全のために必要な限度において、第12条第1項の同意を受けた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、水道水源保全地区における水道水源の保全のために必要な限度において、その職員に第12条第1項の協議に係る土地に立ち入り、当該協議に係る行為の実施状況を検査させ、又は当該行為の水道水源に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第5章 削除

削除〔平成11年条例45号〕

第15条から第21条まで 削除

削除〔平成11年条例45号〕

第6章 雑則

(水環境保全推進員の任命等)

第22条 知事は、水環境の保全のための施策の効果的な推進を図るため、水環境保全推進員を任命するものとする。

2 水環境保全推進員に関し必要な事項は、知事が定める。

(補則)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第24条 第13条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により同意に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

3 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成11年12月20日条例第45号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○長野県水環境保全条例施行規則（平成4年3月26日規則第17号）

改正 平成6年3月24日規則第8号
平成12年3月27日規則第11号

平成10年3月30日規則第10号

長野県水環境保全条例施行規則をここに公布する。

長野県水環境保全条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（水質の監視項目等）

第2条 条例第8条第1項に規定する水質の監視は、別表に掲げる項目について行うものとし、その測定方法は別に定める。

（水道水源保全地区指定の申出書）

第3条 条例第11条第1項の規定による申出は、水道水源保全地区指定申出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる図面等を添えなければならない。

- (1) 指定を申し出る区域及び水道の取水地点の位置を明らかにした地形図
- (2) 指定を申し出る区域の土地利用状況を明らかにした概況図及び天然色写真
- (3) 指定を申し出る区域の土地の使用について権原を有する者への説明、交渉等の経過書
- (4) その他知事が必要と認める図面等

（水道水源保全地区指定の要請書）

第4条 条例第11条第2項の規定による要請は、水道水源保全地区指定要請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 前項の要請書には、前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図面等を添えなければならない。

（水道水源保全地区内における行為の事前協議書）

第5条 条例第12条第1項の規定による協議は、水道水源保全地区内行為事前協議書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 前項の協議書には、次の各号に掲げる図面等を添えなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 行為地及び水道の取水地点の位置を明らかにした地形図
- (3) 行為地及びその付近の状況を明らかにした現況図及び天然色写真
- (4) 行為の施行方法を明らかにした図面
- (5) 行為地の公図の写し
- (6) 行為地の使用について権原を有する者への事業計画の説明、交渉等の経過書
- (7) 行為による水道水源への影響についての調査書
- (8) その他知事が必要と認める図面等

（水道水源保全地区内における行為の規模）

第6条 条例第12条第1項第3号の規則で定める規模は、面積1ヘクタールとする。

（水道水源保全地区内で協議を要しない行為）

第7条 条例第12条第4項第3号の規則で定める行為は、河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づき、河川管理者の許可又は承認を得て行う行為とする。

（身分証明書）

第8条 条例第14条第3項の規定により当該職員の携帯する身分証明書は、様式第4号によるものとする。

（水環境保全推進員の任務）

第9条 条例第22条に規定する水環境保全推進員（以下「水環境保全推進員」という。）の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水環境の保全のための知識の普及及び思想の啓発を図ること。
- (2) 県及び市町村が行う水環境の保全のための施策に協力し、推進すること。
- (3) 水環境の保全に関する資料、情報及び意見を提出すること。
- (4) その他水環境の保全に関し必要な活動を行うこと。

(水環境保全推進員の任期)

第10条 水環境保全推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の水環境保全推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(水環境保全推進員の解任)

第11条 水環境保全推進員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任されるものとする。

- (1) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。
- (2) 禁錮（こ）以上の刑に処せられたとき。
- (3) 心身の故障のため職務の執行ができないとき又は職務上の義務違反その他水環境保全推進員たるに適しない非行があったとき。

一部改正〔平成12年規則11号〕

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月24日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第10号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(別表) (第2条関係)

金属化合物	カドミウム 鉛 六価クロム 砒(び)素 総水銀 アルキル水銀 セレン ニッケル モリブデン アンチモン
揮発性有機塩素化合物	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 四塩化炭素 クロロホルム 1, 1-ジクロロエチレン cis-1, 2-ジクロロエチレン trans-1, 2-ジクロロエチレン ジクロロメタン 1, 2-ジクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン P-ジクロロベンゼン
農薬(殺虫剤)	アセフェート イソキサチオン クロルピリホス ジクロルボス ダイアジノン トリクロルホン フェニトロチオン フェノカルブ D-D(1, 2-ジクロロプロパン) D-D(1, 3-ジクロロプロパン) EPN
農薬(殺菌剤)	イソプロチオラン イプロジオン イプロベンホス オキシシン銅 キャプタン クロロタロニル クロロネブ チウラム チオファネートメチル トルクロホスメチル フルトラニルベノミル ペンシクロン メプロニル
農薬(除草剤)	アシュラム クロルニトロフェン ジチオピル シマジン チオベンカルブ トリクロピル ピリプチカルブ プロジアミン プロピザミド ベンスリド ベンフルラリン ペンディメタリン メコプロップ 2, 4-PA(2, 4-D)
その他	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 全シアン PCB ベンゼン トルエン キシレン フタル酸ジエチルヘキシル ほう素 フッ素

一部改正〔平成6年規則8号・10年9号〕

(様式第1号) (第3条関係)

水道水源保全地区指定申出書

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長 印

長野県水環境保全条例第11条第1項の規定により、下記のとおり水道水源保全地区の指定を申し出ます。

記

1 指定を申し出る区域の概要

- (1) 位置
- (2) 面積
- (3) 自然環境の状況
 - ア 地形
 - イ 地質
 - ウ 植生
 - エ 水系
 - オ 降水量
- (4) 土地利用の状況
- (5) ゴルフ場、廃棄物の最終処分場その他の施設の立地の状況

2 水道の概要

- (1) 水道及び水源の名称
- (2) 水道の設置者
- (3) 水源の種別
- (4) 取水量
- (5) 取水施設の位置及び構造
- (6) 給水区域、給水人口及び給水量
- (7) 原水の水質試験の結果
- (8) 取水開始年月日
- (9) その他

3 指定を申し出る区域の設定の考え方

(様式第2号) (第4条関係)

水道水源保全地区指定要請書

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長 閣

長野県水環境保全条例第11条第2項の規定により、下記のとおり水道水源保全地区の指定を要請します。

記

1 指定を要請する区域の概要

- (1) 位置
- (2) 面積
- (3) 自然環境の状況
- (4) 土地利用の状況
- (5) ゴルフ場、廃棄物の最終処分場その他の施設の立地の状況

2 指定を要請する区域に係る水道の概要

- (1) 水道及び水源の名称
- (2) 水道の設置者
- (3) 水源の種別
- (4) 取水量
- (5) 取水施設の位置及び構造
- (6) 給水区域、給水人口及び給水量
- (7) 原水の水質試験の結果
- (8) 取水開始年月日
- (9) その他

3 指定を要請する理由

(様式第3号) (第5条関係)

水道水源保全地区内行為事前協議書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

Ⓣ

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

長野県水環境保全条例第12条第1項の規定により、 水道水源保全地区内にお
ける下記の行為について協議します。

記

- 1 行為の種類
 - 2 目的
 - 3 場所
 - 4 行為地から水道の取水地点までの距離
 - 5 行為地及びその付近の状況
 - (1) 地形
 - (2) 地質
 - (3) 土地利用
 - 6 施行方法等
 - (ゴルフ場の建設又は土地の形質変更の場合)
 - (1) 土地の形質変更面積
 - (2) 工作物の種類及び規模
 - (3) 施行中の雨水等の排水計画
 - (4) 行為終了後の農薬及び肥料等の使用計画、汚水処理計画、雨水等の排水計画、給水計画及び廃棄物処理計画
 - (廃棄物の最終処分場の設置の場合)
 - (1) 最終処分場及び処理する廃棄物の種類
 - (2) 埋立地の面積及び埋立容量
 - (3) 処理方式、構造及び設備の概要
 - (4) 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概要
 - (5) 埋立処分の計画
 - 7 水道水源の水質及び水量への影響に関する見解
 - 8 着手予定日年月日
 - 9 完了予定日年月日
- (備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

(様式第4号) (第8条関係)

第 号

長野県水環境保全条例第14条第3項の規定による身分証明書

所 属

職名及び氏名

年 月 日交付

長野県知事

印